

**平成30年度 包括外部監査結果に対する対応結果  
(子ども・福祉部)**

テーマ・事業・監査結果	対応結果
<b>テーマ：子どもの福祉に関する事務の執行について</b>	
<b>I 少子化対策を進めるための環境づくり</b>	
<b>I-1 少子化対策県民運動等推進事業</b>	
<b>① 子育てしやすいみえ情報発信事業実施業務委託における冊子の内容・構成について（意見）</b>	
<p>〈冊子作成のための検討委員会開催義務履行の有無検証の資料なし〉            業務委託契約書に添付された仕様書には、子育て支援団体、子育て中の者、保育士、大学生などが参加する検討委員会を1回以上開催し、その結果を冊子の内容・構成に反映する、とある。しかし、議事録としてまとめられたものはないため、いつ、どこで会議が開催されたか不明である。            このように県側において、受託者が契約上の義務を履行したか否かについて、検証可能な証跡及び検証した証跡を認めることができなかつた。委託事業の完全な履行を期すならば、受託者の事業遂行について、より注意を払うべきである。</p>	<p>事後の検証が可能となるよう、議事録等を書面に残すこととしました。</p>
<b>② 健康福祉部内部におけるチェックリストについて（意見）</b>	
<p>〈入札審査会の審査要否のためのチェックリストの不完全記入〉            健康福祉部では、予定価格が100万円以上の委託事業を行うに当たり部内で入札審査会を経ることが必要とされている。提出書類に添付されたチェックリストのチェック欄が空欄となっている箇所があり、空欄であると、「該当なし」なのか、そもそもチェック漏れであるのか区別が付かない。チェックリストが審査会に提出され、作成者以外の第三者に閲覧されるのであれば、第三者にとって紛らわしい表現とならないよう運用を改める必要がある。</p>	<p>入札（見積り）手続きチェックリストについて、「該当なし」の場合であっても、空欄とならないよう記入方法を改めました。</p>
<b>I-2 子どもの育ちの推進事業</b>	
<b>子ども応援スマイル補助金に係る消費税等の確認について（意見）</b>	
<p>〈補助金に係る消費税仕入控除税額の資料なし〉            「みえの子ども応援スマイル補助金交付要領」第5条によると、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は、補助金の交付の対象となる経費と認めない、と規定されている。            担当者は、本件補助金に係る消費税仕入控除税額相当額の減額の可能性を検討するに際し、交付対象者に対し、免税事業者であることを口頭で確認したとのことであったが、他に該当する手続を実施した資料が残されていなかった。当該手続が適正になされたか事後に確認するためにも、仕入控除税額相当額の把握及び減額事務の手続を整備する必要がある。</p>	<p>事務が適正に行われるよう、補助事業者に対し、消費税仕入控除税額の確認を徹底するなど事務の体制整備を図りました。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
<b>Ⅱ 結婚・妊娠・出産の支援</b>	
<b>Ⅱ-1 みえの出逢い支援事業</b>	
<b>① 委託業務仕様書に定められた打合せの実施について（指摘）</b>	
<p>〈委託業務の打合せ義務履行の有無記載資料なし〉  「出逢い支援実施計画策定及び市町連携促進事業業務委託」、「労使協働による企業の結婚支援や勤労者の結婚に関する意識等調査」及び「大学生の結婚等意識調査及び大学のライフプラン教育促進事業」の3事業について、その事業仕様書に、それぞれ受託事業者と県との間で、県庁内での打合せを少なくとも10回実施すると記載されていた。当該打合せは、委託事務の一部であり履行義務があったものと考えられる。  しかし、当該打合せについて、実施したことを示す資料が残されていない。打合せをした場合、実施した日時、場所、参加者及び打合せ内容について書類に残すべきである。</p>	<p>仕様書に定める打合せの実施日時、場所、参加者、内容を書面で記録を残しました。</p>
<b>② 効率的な事業実施について（意見）</b>	
<p>〈イベント効果不十分のため、周知方法及び参加人数の増加の道筋を示すべき〉  「企業による地域結婚応援促進事業にかかる業務委託」において、喫茶店によるカップルを対象とした飲食サービスの提供、旅行会社による夫婦を対象としたツアー企画等を行った。実施後の企業・店舗等からのアンケートによると、イベントの周知期間が短かったため、当該イベントを知って企業・店舗等を利用した人数は少数にとどまり、中には用意したサービスが全く利用されなかった事業所もあった。今後、当該取組について県が継続的に関与するならば、企業からのアンケート結果により課題は明らかであるから、イベントをどのように周知し、イベントに参加する人数を増やすかについて道筋を示すべきである。</p>	<p>参加企業からのアンケートの結果等をふまえて、より多くの方に参加いただけるよう、周知期間を十分とるとともに商業施設においてPRを行うなど実施方法について改善しました。</p>
<b>③ 再委託の申請に際して提供された情報について（指摘）</b>	
<p>〈再委託の金額を確認することなく行われた業務委託契約違反の再委託申請に対する承認〉  「従業員に向けた結婚支援等働きかけ事業」において、業務委託契約書第4条第1項は、委託事業を第三者に再委託してはならないこととし、例外的に、あらかじめ必要事項を記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合に限り、再委託を認めることとしている。  業務受託者は、平成29年4月3日、第三者への業務委託の申請書等を提出し、再委託の申請を行い、県は、同日、再委託を承認した。  しかしながら、業務受託者から提出された再委託の申請書及びその添付書類には、再委託の金額が記載されていない。また、県の決裁文書にも、再委託の金額についての記載が存在しなかった。このように、平成29年4月3日付再委託申請に対する承認は、再委託の金額を確認することなく行われたものであり、業務委託契約書第4条第1項の規定に反するものである。  再委託の金額は、再委託先においても業務の品質を確保することができるかどうか等、再委託の可否を判断する上での判断材料になるものである。  したがって、業務委託契約書の規定に反して再委託が行われたことは、看過することができないものであるため、指摘事項とした。</p>	<p>業務委託契約書の規定を遵守し、再委託申請時の再委託金額の妥当性など添付書類の確認を確実にし、適正な事業実施を図りました。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
④ 個別訪問時の確認事項について（意見）	
<p>〈業務受託者の不適切な調査に対する指導なし〉</p> <p>「従業員に向けた結婚支援等働きかけ事業」において、業務委託契約書に添付された企業に向けた従業員の結婚支援等働きかけ事業業務仕様書では、企業への戸別訪問を行い、県の各種取組についての説明を行うとともに、取組への参加を促し、取組への参加意向及び取組への意識の変容度を確認することとされていた。</p> <p>ところが、県から提供された資料から、業務受託者が、企業経営者個人の家族構成、出産に対する考え方等を確認の対象としていたことが明らかになった。その上、一部の企業経営者からは、業務受託者が確認した内容をまとめたものが不正確であるとのクレームもあった。</p> <p>したがって、業務受託者が企業経営者個人の意識を確認したことは、仕様書が予定していた範囲を超えるものであり、プライバシー侵害となりかねないものであった。</p> <p>県としては、業務受託者が、仕様書が予定していた範囲での確認を行うよう、業務受託者に対し、適切な指導を行うべきであった。</p>	<p>業務受託者が仕様書を逸脱した業務を行わないよう、業務受託者に対する指導を行いました。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
Ⅲ 子育て支援と家庭・幼児教育の充実	
Ⅲ－２ 保育対策総合支援事業	
平成30年度の保育士・保育所支援センター委託業務の見積金額について（意見）	
<p>〈委託業務価格を大幅増額した内訳の検討なし〉</p> <p>当該委託事業については、平成29年度に引き続き平成30年度も随意契約を結んでいるが、平成29年度の決算額が6,718千円（税込）であったのに対して平成30年度の見積価格が12,250千円（税込）と大きく増加していたため、増加理由について調査を行った。平成30年度の増加要因は、①新規事業である「潜在保育士意識調査事業」に係る予算約4,000千円が追加計上されていること、②直接人件費が約2,000千円増加していること、であると見受けられた。後日、委託先から入手した平成30年度の積算内訳書の内容を確認したところ、人件費の水準は平成29年度と同水準であり、「潜在保育士意識調査事業」に係る経費が5,980千円で計上されていた。そのため、三重県の作成した設計書とは内訳は異なるものの、結果として合計額は殆ど同じという結果になっていた。</p> <p>当該契約は随意契約であり毎年契約先が同じであるため、支出額の透明性を確保するために十分な配慮が必要である。そのような中、委託先の見積額が三重県の予算額と殆ど同じになった事については疑問を感じる部分もあるが、仮に偶然であったとしても、適正な予算管理の観点からは、少なくとも見積書の内訳を入手して増加内容を検討するべきであったと考える。</p>	<p>適正な予算管理等の観点から、事業者から見積書に係る積算内訳書を徴取しました。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
<b>Ⅲ－４ 放課後児童対策事業費補助金</b>	
<b>放課後児童支援員県認定資格研修等事業委託について（意見）</b>	
<p>〈研修事業委託先のコンペ参加資格変更の根拠資料なし〉  放課後児童支援員県認定資格研修等事業委託の委託先は、企画提案コンペ方式により委託先を決定し、決定された委託先との間で随意契約を行っている。  委託先の選定のコンペにおいて、部内における企画提案コンペ実施要領ではコンペの参加資格に法人格を有していることを挙げられていたが、その後外部に公表された平成29年度放課後児童支援員県認定資格研修等事業委託企画提案参加仕様書や資格確認申請書では、法人格を有している者には限定されておらず、個人でも参加資格があることとなっていた。  県担当者の説明では、部内における企画提案コンペ実施要領が作成された後、コンペへの参加資格を法人に限定しないように実施要領が変更されたとのことであった。ただし変更後の実施要領の文書は保存されていなかった。  もし仮にコンペの参加資格として法人格を有していることとしていたのであれば、その後の企画提案コンペは実施要領に沿わないやり方で行われていたことになるし、コンペの参加資格を法人に限定しないように実施要領を変更したのであれば、その変更の稟議や変更後の実施要領の文書を保存して、変更を明確にしておくべきである。</p>	<p>部内での審査会において修正があった場合は、決裁（稟議）に記載することにより、修正内容が確認できるよう整理しました。</p>
<b>Ⅲ－７ 三重県立子ども心身発達医療センター整備事業</b>	
<b>① 請求書日付の記載漏れ（指摘）</b>	
<p>〈委託業務の完了時の根拠となる請求書の日付未記入〉  子ども心身発達医療センター医事システムデータ移行等業務委託契約に関する請求書に日付が記載されておらず、部署の受付印の日付は業務完了時の約1か月後となっていた。  取引業者が作成する請求書は費用計上に関する外部証憑であり、その作成日付は、業務完了時点の根拠となるものである。請求書を受け付けた時点での関連部署における押印は業務完了時点とは関係なく行われる。結果、業務完了時点とは異なる期に部署の受付印が押印される場合、費用の期間帰属誤りが生じる可能性がある。請求書への日付の記入を徹底する必要がある。</p>	<p>日付が記載された請求書の受領を徹底しました。</p>
<b>② 見積の精度（意見）</b>	
<p>〈見積り精度の低い県職員の見積りの要検討〉  旧小児心療センターあすなろ学園空調機フロン類回収処理業務委託の予定価格は969,840円であったが、契約額は524,880円であった。契約金額が1,000千円以下の案件については、専門業者への見積金額の算定依頼がコストの関係で困難であることから、職員が見積金額を算定したとのことであり、その結果、当初見積金額との1,000千円以下の乖離が発生した。  専門業者に依頼する場合に比して見積精度の低下や職員の負担増が生じる可能性がある。職員の見積額算定については、見積の精度や職員の作業効率を著しく阻害しない範囲内であることが必要と考える。</p>	<p>職員による見積額算定については、見積の精度や職員の作業効率を著しく阻害しない範囲内にするにとしました。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
<b>③ アスベスト分析調査業務の経済的合理性（意見）</b>	
<p>〈営繕課との協議による経済的調査をすべき〉  草の実・あすなろ学園旧施設に関する2回目のアスベスト調査は、解体工事を担当する営繕課より、解体費用をより精査するため、1回目の調査では実施されていなかった箇所について追加調査を行うよう要望があり、実施されたものであるとのことである。  しかしながら、1回目の調査の時点で営繕課との間で十分な事前協議を行ってれば、1回目分と2回目分を併せて調査することが可能であり、調査費用を抑制することが可能であったと思われる。今後、他課と共同で事業を行う場合には、より綿密な事前調整を行うことが望ましい。</p>	<p>他課との共同事業の場合は、綿密な事前協議を行うこととし、費用の抑制に努めていくこととしました。</p>
<b>Ⅲ－9 親の学び応援事業</b>	
<b>職場及び地域における男性子育て応援講座事業の開催団体について（意見）</b>	
<p>〈事業目的に不適合な研修を目的とする団体を選定した講座の開催〉  職場及び地域における男性の子育て応援講座の講師派遣について、県立相可高校が講座開催の申し込みをし、平成29年8月28日に実施されていた。  県立相可高校は、この職場及び地域における男性の子育て応援講座申込書に、講座開催の趣旨や講座内容の希望として、教職員の人権研修の一環として行うものであり、また、同じ講師により平成30年11月に生徒向け講演会がされることから、事前学習として、当該講師の講座を受講したい旨を記載していた。  しかしながら、本事業の趣旨・目的は、乳幼児等を持つ親に対し、企業や地域、幼稚園や保育所等多様な主体と連携・協力し、親の学びを応援するものである。  従って、職場及び地域における男性子育て応援講座事業の講師派遣先を選定するにあたっては、講座開催の趣旨等を確認し、事業の目的に適合する趣旨で講座を開催する団体を選定する必要がある。</p>	<p>事業趣旨に沿った講師派遣先の選定に努めました。</p>
<b>Ⅲ－11 私立幼稚園振興等補助金</b>	
<b>補助金に係る消費税等の確認について（指摘）</b>	
<p>〈補助金に係る消費税仕入控除税額の未検討〉  「私立幼稚園等振興補助金」の取扱要領では、「補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別添様式（消費税等仕入控除税額確定報告書）により速やかに知事に報告しなければならない。」と規定されているが、申請時も実績報告時についても補助金に係る消費税仕入控除税額相当額の県に対する納付（返還）の可能性が検討されていない。また、要領に記載された「別添様式」が整備されていない。  仕入控除税額相当額の把握及び返還（又は減額交付）事務が適正に行われるよう、体制を整備する必要がある。</p>	<p>事務が適正に行われるよう、補助事業者に対し、消費税仕入控除税額の確認を徹底するなど事務の体制整備を図りました。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
<b>Ⅲ-12 認定こども園等整備事業</b>	
<b>補助金に係る消費税等の確認について（指摘）</b>	
<p>〈補助金に係る消費税仕入控除税額の未検討〉  「認定こども園施設整備交付金」、「認定こども園等緊急環境整備事業費補助金」及び「私立幼稚園等園務改善ICT化支援事業補助金」の交付要領・取扱要領では、「補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合速やかに知事に報告しなければならない。」と規定されているが、申請時も実績報告時についても補助金に係る消費税仕入控除税額相当額の県に対する納付（返還）の可能性が検討されていない。  仕入控除税額相当額の把握及び返還（又は減額交付）事務が適正に行われるよう、体制を整備する必要がある。</p>	<p>事務が適正に行われるよう、補助事業者に対し、消費税仕入控除税額の確認を徹底するなど事務の体制整備を図りました。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
<b>Ⅳ 児童虐待の防止と社会的養護の推進</b>	
<b>Ⅳ-5 家庭的養護推進事業</b>	
<b>① 里親養育相互援助事業の評価指標について（意見）</b>	
<p>〈イベントの効果検討のため、複数の指標に基づき、多面的に検討すべき〉  里親養育相互援助事業に関して、各支部において、交流会等のイベントが年間4回～11回開催されている。その効果については、参加した里親と子どもの人数が多かったことをもって効果があったものと判断しているが、参加人数の多寡と効果の程度との関連は明確になっていない。  事業の評価に際し、開催されたイベントの効果を検討する場合、複数の指標に基づき、多面的に検討する必要がある。イベントの参加人数という単一の指標だけでは判断材料として十分とは言い難い。  また、イベントの効果の程度と参加人数との関連を裏付ける指標が明確でないため、イベントごとの参加人数と事業の効果への寄与度を第三者が判断することは難しい。  イベントの参加人数以外の判断指標を設けるのみならず、各指標と事業の効果への寄与度を明確にした上で事業の効果の評価する必要がある。</p>	<p>参加者人数の実績に加え、参加者の評価も重要であるため、アンケートを実施するなどの対応をしました。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
② 産前・産後母子支援事業の評価について（意見）	
<p>〈事業開始年度のみ結果による打ち切りに至る過程を残すべき〉  産前・産後母子支援事業は、平成29年度から開始された、国の方針にも沿っているモデル事業である。入所措置費等の支出が認められておらず、入所につながった実績がなかったこと等を勘案した結果、開始事業年度で事業を終了している。  事業の改廃は重要な意思決定の一つであるため、検討の過程を文書として残すことが望ましいと考える。</p>	<p>事業の改廃に当たっては、その意思決定の過程を文書にし保存することとしました。</p>
③ 里親養育相互援助事業に関する証憑書類確認について（意見）	
<p>〈公金支出妥当性の観点から証憑書類の提出を求めるべき〉  里親養育相互援助事業委託に係る委託先作成の業務完了報告書を見ると、年度末に「参考図書購入」として3万6,379円の支出が行われている（なお同支出により、年度内の合計支出額がちょうど委託契約上限額の75万6,000円に到達している。）が、同購入図書の内訳・金額は何ら記載されておらず、また県側としても、その点に関する証憑資料の提出は特に求めているとのことである。  しかしながら公金支出の妥当性確保の観点からは、業務完了報告書提出時点において、領収書程度の証憑書類の提出は求めるべきであったと考える。</p>	<p>業務完了報告書提出時に、委託先に領収書等の内訳書類の提出を求め、確認しました。</p>
IV-6 家族再生・自立支援事業	
① 補助金に係る消費税等の確認について（指摘）	
<p>〈補助金に係る消費税仕入控除税額の未検討〉  「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助金」及び「児童家庭支援センター運営事業費補助金」の交付要領では、「補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。」と規定されているが、申請時も実績報告時についても補助金に係る消費税仕入控除税額相当額の県に対する納付（返還）の可能性が検討されていない。  仕入控除税額相当額の把握及び返還（又は減額交付）事務が適正に行われるよう、体制を整備する必要がある。</p>	<p>事務が適正に行われるよう、補助事業者に対し、消費税仕入控除税額の確認を徹底するなど事務の体制整備を図りました。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
② 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業歳入歳出決算（見込）書の表記について（意見）	
<p>〈決算書の表記に誤解を生ずる可能性あり〉  補助金交付事業者から提出された、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業歳入歳出決算（見込）書（以下、決算書）において、平成29年度分の補助金収入として、平成28年度に3年度分を一括して受領したうち平成29年度分に帰属するもの（5,627,000円）と、平成29年度の単年度分の支出（6,251,531円）に基づき算定された金額（625,000円）の合計額（6,252,000円）が計上されているところ、決算書上の前者の表記は（前年度収入）となっていた。  過年度（平成28年度）に帰属すべき収入が平成29年度の収入に含まれてしまっているとの誤解が生じる可能性があり、補助金収入計上額の妥当性にも影響を及ぼす恐れがある。</p>	<p>補助金交付事業者に対し、決算書の計上項目を適切な名称としたり、計上項目に注記を付すなどし、誤解が生じないような表記とするよう指導しました。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
V あらゆる分野における女性活躍の推進	
V-1 DV対策基本計画推進事業	
① 緊急一時避難が必要なDV被害者等に係るホテル利用の妥当性について（意見）	
<p>〈ホテルの利用が認められるケースであったか検証可能な資料なし〉  DV被害者支援事業委託の仕様書によれば、緊急保護が必要な支援対象者を一時的に保護する場合、ホテルの利用が認められており、平成29年度は年間6回の利用実績がある。  しかし、ホテルが利用された6ケースが、実際に緊急保護を要するものであったのか、また、深夜のように、ホテルを利用する以外の選択肢がとりえなかったのかどうかを詳細に検討した結果は残されていなかった。  市町からの相談の結果をふまえて、県がホテルの利用を妥当と判断するに至った経緯についても、文書として残しておくことが望ましいと考える。</p>	<p>ホテルの利用がやむを得ないと判断した旨を、文書で記録しておくよう対応しました。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
<p>② 外国人DV被害者相談に関する通訳費用基準の妥当性について（指摘）</p> <p>〈名簿登録者に依頼する場合とそれ以外とで2倍以上の差が生じる通訳料を改善すべき〉</p> <p>外国人DV被害相談通訳事業に関する通訳費用については、以下の2規定の適用があると考えられる。</p> <p>① 「外国人DV被害相談に係る通訳事業実施要領」（以下、「本件要領」という。）第7条第1項  「通訳料は、県が別途定める額とする」として、同要領別紙に、「1時間2,000円+1言語2,000円」との通訳料基準が示されている。</p> <p>② 「DV被害者支援事業委託契約」に添付された「DV被害者支援事業委託仕様書」（以下、「本件仕様書」という。）第5条第3項  「通訳者は、県登録通訳者名簿から選定するものとし、通訳言語がないなどの場合は、他の機関に依頼することができる。他の機関に依頼する場合は、当該機関の定める派遣単価により支払うこと」とされている。</p> <p>平成29年度に実施された通訳事業（1件のみ）では、1言語（中国語）で2.5時間の通訳を行ったとされている。この場合の通訳料は、上記①の基準に従って計算すると7,000円となるはずであるが、実際には1万6,000円（税抜）の通訳料が請求され、県側は請求通りの金額を支出している。</p> <p>上記①基準の記載ぶりは、通訳料金について「1時間2,000円+1言語2,000円」以外の例外は認めないようなものとなっており、また、本件要領と本件仕様書とでは適用の優先関係もないことであるから、本件事例における通訳料支払は、①基準に違反するものと解釈しうる。</p> <p>また、仮に②基準に沿う支払として合法と解釈するとしても、本件事例のように、名簿登録者に依頼する場合と、名簿登録外者に依頼する場合とで、通訳料に2倍以上の差が生じている不均衡状態は望ましくはないことから、今一度諸規則を整理し、公平かつ明瞭な通訳料基準を新たに設けるべきと考える。</p>	<p>「外国人DV被害相談に係る通訳事業実施要領」における通訳料に関して、基準が明確になるよう見直しました。</p>